

退職会員医療保険  
普通保険約款

一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟

## 目 次

### 第一章 総則

第1条（用語の定義）

### 第二章 保険金の支払事由等

第2条（保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額）

第3条（保険金を支払わない場合）

第4条（保険金の受取人）

第5条（保険金の削除支払）

### 第三章 保険契約の締結等

第6条（保険期間）

第7条（保険証券）

### 第四章 保険料の払込、猶予期間、保険契約の失効

第8条（保険料の払込）

第9条（保険料猶予期間）

第10条（保険契約の失効）

### 第五章 保険金の減額

第11条（保険金の減額）

### 第六章 保険契約の取消、無効、解除

第12条（詐欺による取消）

第13条（不法取得目的による無効）

第14条（重大事由による解除）

### 第七章 保険金の請求及び支払時期等

第15条（保険金の請求及び支払時期等）

### 第八章 解約及び解約返戻金

第16条（解約）

第17条（解約返戻金）

第18条（保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還）

## 第九章 契約者配当

第19条(契約者配当金の割当)

## 第十章 退職会員の通知義務

第20条(通知義務)

## 第十一章 その他の事項

第21条(保険金の額の見直し)

第22条(時効)

第23条(管轄裁判所)

(この保険の趣旨)

この保険は、一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟における役職員の退職後の福祉を保障し生活安定と向上を図る事を目的とした医療保険である。

## 第一章 総則

(用語の定義)

第1条 この約款における用語の定義は、この約款に別に定められるもののほか、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 当連盟

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟をいう。

(2) 会員

当連盟の会員をいう。

(3) 退職会員

当連盟の会員で、定年退職又は任意継続を満了し、保険契約を締結した者をいう。

## 第二章 保険金の支払事由等

(保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額)

第2条 退職会員が加入可能な保険における保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額は次のとおりとする。

号	保険金の種類	被保険者	保険金の支払事由	保険金額
1	療養給付金	退職会員 退職会員の配偶者	医療機関に医療費を支払ったとき。	保険対象医療費一部負担金の総額から、会員一部負担額（5,000円）を控除した額。ただし、高額療養費・公費助成額は除く。なお、会員一部負担額については、1診療者、1診療月、1医療機関に支払った額。また、連盟所定様式にかかる証明書費用を負担したときは、300円を限度とした実費を加算。

（保険金を支払わない場合）

第3条 当連盟は、次の各号に該当する事由によって生じた請求に対しては、保険金の支払いを行わない。

- （1）退職会員又は保険金受取人に、保険金請求その他に関する不正の事実があったとき。
- （2）退職会員が保険料の払い込みを怠ったとき。
- （3）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動。
- （4）退職会員、被保険者又は保険金受取人の故意もしくは重大な過失又は法令違反。
- （5）退職会員が保険金を受け取る場合において、保険金受取人の故意もしくは重大な過失又は法令違反。

（保険金の受取人）

第4条 この保険契約の保険金の受取人は、退職会員とする。

- 2 退職会員が死亡及び失踪宣告を受けた場合の受取人は、法定相続人とする。ただし、退職会員が死亡前に特別に意思表示をしたときは、この限りではない。

- 3 退職会員が、保険金を請求できない事情がある場合は、退職会員の配偶者又は被扶養者を退職会員の代理人として、保険金を請求できるものとする。なお、退職会員の配偶者又は被扶養者も保険金を請求できない事情がある場合は、3親等以内の親族を退職会員の代理人として、保険金を請求できるものとする。

(保険金の削減支払)

第5条 当連盟は、第3条の規定にかかわらず、地震・噴火・津波、原子力事故・放射能汚染、感染症及び船舶・航空機事故などにより保険金支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、当連盟の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、社員総会決議を得て、主務官庁の認可を得た後、該当する保険金の全部又は一部を削減して支払うことがある。

- 2 保険金を削減して支払うときは、当連盟は、保険金の受取人に通知する。

### 第三章 保険契約の締結等

(保険期間)

第6条 当連盟所定の申出書により当連盟の退職会員の定年退職日の翌日又は任意継続期間満了日の翌日から、この保険契約を締結したものとみなし、保険契約上の責任を負う。

- 2 前項により当連盟の責任が開始される日を契約日とする。
- 3 この保険期間は、退職会員の資格を取得した日から終身とする。

(保険証券)

第7条 当連盟は、保険契約を締結した場合、退職会員からの求めに応じ、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載した保険証券を退職会員に交付する。

- (1) 当連盟の名称及び住所
- (2) 退職会員の氏名
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項

- (4) 保険金受取人の氏名又は保険金受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険金の種類及び保険金額
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険料及びその払込方法
- (9) 保険契約を締結した年月日
- (10) 保険証券を作成した年月日
- (11) 保険給付の額及びその方法

#### 第四章 保険料の払込、猶予期間及び保険契約の失効

##### (保険料の払込)

第8条 保険料は、当連盟の定める方法により、退職時に一時払いで払い込むものとする。

2 退職会員は、当連盟が指定した金融機関に振り込むものとする。

3 保険料は、退職した日の翌日から1ヶ月以内に払い込むものとする。

##### (保険料猶予期間)

第9条 この保険における保険料猶予期間は設定しない。

##### (保険契約の失効)

第10条 保険料の払込みが退職した日の翌日から1ヶ月以内になかった場合は、保険契約は保険始期に遡って失効する。

#### 第五章 保険金の減額

##### (保険金の減額)

第11条 当連盟は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、社員総会決議を得た後、主務官庁の認可を得て、保険金額を減額する変更を行うことがある。

2 当連盟は、前項に定める契約条件の変更を行う場合、契約条件の変更の内容につき、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を得た後、直ちに、その対象となる保険契約の当該退職会員に通知する。

## 第六章 保険契約の取消、無効、解除

(詐欺による取消)

第12条 当連盟は、保険契約の締結に際して、退職会員、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったとき、保険契約を取消することができる。この場合、当連盟は、すでに払い込まれた保険料の払戻しは行わない。

(不法取得目的による無効)

第13条 当連盟は、退職会員が保険金を不法に取得する目的、又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき、保険契約を無効とする。この場合、当連盟は、すでに払い込まれた保険料の払戻しを行わない。

(重大事由による解除)

第14条 当連盟は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) 退職会員が、この保険契約の保険金を詐取する目的、又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。
- (2) 被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的、又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、退職会員、被保険者、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

2 当連盟は、前項各号に定める重大事由の発生時以降に保険金の支払事由が生じた場合は、保険金の支払を行わない。すでに保険金の支払をしていたときは、その保険金の返還を請求することができる。

- 3 第 1 項に該当する場合、当連盟は、すでに払い込まれた保険料の払戻しを行わない。

## 第七章 保険金の請求及び支払時期等

(保険金の請求及び支払時期等)

第 15 条 保険金の支払事由が生じたとき、退職会員又は保険金の受取人は、すみやかに当連盟に通知するものとする。

2 支払事由が生じた退職会員又は保険金の受取人は、必要書類を当連盟に提出して保険金を請求することを要する。

3 保険金は、前項の必要書類が当連盟に到着した日(以下、「請求日」という。)の翌日から起算して 90 日以内に、保険金の受取人が指定した金融機関等の口座に支払う。なお、当連盟は保険金支払通知を、年 1 回以上保険金を請求した者に通知する。

4 当連盟は、第 3 項に定める支払期限を超えて保険金を支払う場合、支払期限の翌日以降延滞の責任を負い、遅延利息を保険金と合わせて支払う。

## 第八章 解約及び解約返戻金

(解約)

第 16 条 この保険契約は、将来に向かっていつでも解約出来るものとする。

(解約返戻金)

第 17 条 この保険契約が解約されたとき、退職会員に支払う解約返戻金は次の算式により求める。

$$\text{解約返戻金額} = \text{一時払保険料} \times 0.5 / 20 \times (20 - \text{経過年数})$$

(円未満切捨て)

ただし、退職会員の死亡による解約の場合、解約返戻金はゼロとする。

また、退職会員が既に死亡し、解約時に配偶者のみの場合も同様とする。

2 経過年数に端月数がある場合は、按分計算する。(1ヶ月未満の端数は切上げる。)また、計算の結果、負値となる場合はゼロとする。

(保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

第18条 解約及び死亡以外のやむを得ない事由により、この保険契約が消滅し、契約者に返還すべき返還金がある場合、返還金は次の算式により求める。

返還金の額 = 一時払保険料 × 0.5 / 20 × (20 - 経過年数)

(円未満切捨て)

ただし、退職会員の死亡による解約の場合、解約返還金はゼロとする。

また、退職会員が既に死亡し、解約時に配偶者のみの場合も同様とする。

2 経過年数に端月数がある場合は、按分計算する。(1ヶ月未満の端数は切上げる。)また、計算の結果、負値となる場合はゼロとする。

## 第九章 契約者配当

(契約者配当金の割当)

第19条 当連盟は、この保険契約につき、契約者配当を行わない。

## 第十章 退職会員の通知義務

(通知義務)

第20条 退職会員は、保険契約の内容に変更があったときは、当連盟に対し、速やかに通知するものとする。

## 第十一章 その他の事項

(保険金の額の見直し)

第21条 当連盟は、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるように、保険金額の妥当性につき検証を行う。

2 当連盟は、前項に定める検証の結果、当連盟が保険金額の見直しを行う場合には、社員総会決議を得て、主務官庁の認可を得た後、ただちに、退職会員に通知するものとする。

(時効)

第22条 保険金、解約返戻金、保険料の返還及びその他この保険に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間とする。この期間内に、この保険に関連する請求を行わないときは、当該期間の経過をもって請求する権利は自動的に消滅する。

(管轄裁判所)

第23条 この保険契約における保険金の請求その他この保険に関する一切の訴訟については、当連盟の主たる事務所の所在地又は保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。